

「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

事業者は、労働安全衛生法第60条の規定により、一定の業種で新たに職務に就くことになった職長（班長、リーダー、作業長等）その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者は除きます）に対して、安全衛生教育を行うよう義務付けられております。

また、建設現場では元請の従業員と関係請負人の従業員が混在して作業している実態にあり、混在作業から生ずる災害を防止するため、労働安全衛生法第16条により、各現場の関係下請負事業者ごとに「安全衛生責任者」を選任するように定められております。この安全衛生責任者は冒頭に記載した「職長」も兼務されている場合が多く、「安全衛生責任者教育」を併せて行うことが効果的、効率的であることから、建設業に従事する職長等にはこの教育が受講いただけるように、「職長・安全衛生責任者教育」として下記により実施することにいたしました。

つきましては、新たに職務に就くことになった職長、安全衛生責任者の方々が多数受講していただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和元年7月2日（火） 8：50～17：00
令和元年7月3日（水） 8：50～17：00

（但し3日は、建設業以外の受講者は14：50で終了。）

- 2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地（一社）鳥取県労働基準協会 2階

3 日 程

	日 時	科 目	内 容
7 月 2 日	8:50～11:00 (2時間) (9:50～10:00 休憩)	作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法
	11:00～14:20 (2.5時間) (12:00～12:50 休憩)	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
	14:30～17:00 (2.5時間)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法

	日 時	科 目	内 容
7 月 3 日	8:50~10:20 (1.5時間)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法
	10:30~12:00 (1.5時間)	異常時等における措置に関すること	異常時における措置、災害発生時の措置
	12:50~14:50 (2時間)	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	作業設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
(建設業のみ)	15:00~16:00 (1時間)	安全衛生責任者の職務等	安全衛生管理者の役割、心構え、労働安全衛生関係法令等の関係事項
	16:00~17:00 (1時間)	統括安全衛生管理の進め方	安全衛生管理計画、安全施工サイクル、安全工程の打合せの進め方

4 講 師

労働安全・衛生コンサルタント、安全衛生トレーナー

米田 明真 氏 (一般社団法人 鳥取県産業環境協会 会長)

5 受講料

建設業以外 協会員 12,000円、 非協会員 14,000円

建設業 協会員 14,000円、 非協会員 16,000円

※ 受講料には、消費税、及びテキスト

「職長の安全衛生テキスト」(864円(税込)。受講者全員)、

「安全衛生責任者の実務必携」(648円(税込)。建設業の受講者のみ)

の代金を含みます。

6 申込方法

令和元年6月24日(月)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合も受講料は令和元年6月24日までに下記の銀行口座に振込みいただくか現金書留での送付をお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

7 その他

(1) 「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、当日、受付の際に渡して下さい。

(2) 受講者の皆様には、教育修了後に修了証を交付します。

(3) 受講申込み後の取消しについては、募集締切日の令和元年6月24日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様ですのでご了承ください。

(4) 受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越しください。

(5) 講習会場周辺には、食事が出来る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。

(6) 受講される方は右地図の当会館駐車場「P」をご利用ください。当会館駐車場は約30台駐車できますが、この駐車場が満車の場合に限って下地図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。

特別教育等受講者記録	
事業所名	_____
所在地	_____
一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部 〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地 電話(0857)52-5060	



(本教育の照会先電話番号 0857-52-5060)

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

令和元年7月2日～3日 開催

フリガナ 氏名	生年月日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・基準協会員事業場 （建設業・建設業以外） ・非基準協会員事業場 （建設業・建設業以外）

受講者数（ 名） 受講料計（ 円）

上記のとおり申し込みます。

令和元年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名称

⑨

（ TEL ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

（TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061）